

< 目 次 (案) >

第1 三重県議会議員の活動と報酬のあり方
～県民の期待・信頼に応える公選職を目指して～

はじめに	1
I 本調査会の設置趣旨と活動について	2
1 設置理由	2
2 調査・検討の方針	3
3 本調査会の活動経緯	4
II 三重県議会における改革の取り組み	5
1 地方分権改革の進展	5
2 三重県議会における改革の取り組み	5
(1) 議会基本条例の制定	5
(2) 会期等の見直し	6
(3) 議会改革諮問会議	7
(4) 全国からの評価	8
III 議員報酬等の現状	9
1 議員報酬等に関する地方自治法上の扱い	9
(1) 議員報酬	9
(2) 政務調査費	12
2 三重県特別職報酬等審議会の見解	13
3 国の指導基準	14

4 三重県における議員報酬等の実態	16
(1) 議員報酬	16
(2) 政務調査費	17
5 他の府県の状況	17
(1) 議員報酬	18
(2) 政務調査費	18
 IV 三重県議会議員の活動実態	 19
1 アンケート調査の実施	19
(1) アンケート調査の概要	19
(2) 調査結果の概要	20
(3) 集計結果の概要	21
(4) アンケート結果の分析	22
(5) 自由記述	26
2 議員ヒアリング・意見交換	27
(1) 実施状況	27
(2) 意見概要	27
 V 三重県議会議員の報酬のあり方について	 36
1 基本的な考え方	36
(1) 公選職という観点	36
(2) 有給職という観点	37
(3) 長の給与との比較という観点	37
(4) 議長・副議長に対する役職加算	40
(5) 類似団体との比較	42

2 三重県における議員報酬水準のあり方	43
(1) 基本算定式	43
(2) 議長・副議長に対する役職加算	46
(3) 算定額のさらなる検証	46

中間報告のまとめにあたって	48
1 三重県議会の改革と県民の関係について	48
2 議員の活動範囲の把握について	48
3 議員報酬の性格について	49
4 特別職報酬等審議会との関係について	49

○別添資料

別添1	51
別添2	59
別添3	73

第2 三重県議会議員の政務調査費のあり方

～ ? ～

はじめに

I 本調査会の活動について

　1 調査・検討の方針

　2 本調査会の活動経緯

II 政務調査費の現状

　1 政務調査費に関する地方自治法の扱い

　2 政務調査費に関する国の「通知」

　3 地方交付税措置

　4 三重県議会における運用実態

　　(1) 条例制定

　　(2) 公開の実施と透明性向上の取組

　　(3) 減額の取組

　5 他の府県の状況

　　(1) 交付金額

　　(2) 交付対象

III 三重県議会議員の政務調査活動実態

　1 使途項目・執行率

　　(1) 会派分

　　(2) 議員分

　2 議員ヒアリング・意見交換

(1) 実施状況
(2) 意見概要

IV 三重県議会議員の政務調査費のあり方について

1 現状と問題点

(1) 交付金額に対する返還率
(2) 会派分と議員分の配分
(3) 政務調査活動の成果
(4) 使途項目・使途基準
(5) 事務の煩雑さ

2 基本的考え方

(1) 議員の活動の多様性
(2) 調査研究の範囲
(3) 情報公開と説明責任
(4) 活動成果

3 改善点

4 制度の見直し

(1) 地方自治法の一部改正（政務調査制度の見直し）に向けての動き
(2) 議員報酬との関係について

おわりにあたって ······

(中間報告に関する補足説明)

○ 別添資料

別添1 ······

別添2 ······

別添3 ······

別添〇